

# 新々・良く利用され なお美しい矢作川の創造をめざして 環境漁協「宣言」評価委員会

Towards the creation of beautiful Yahagi River even hardly utilized

新見 幾男

Ikuo NIIMI

矢作川漁業協同組合の創立100周年記念誌『環境漁協宣言』が、創立101年目の2003年12月25日に名古屋の風媒社から出版され、翌年3月12日には豊田市の名鉄トヨタホテルで出版記念パーティーが開催された。矢作川の官民関係者約80人にご出席いただいた。

この『環境漁協宣言 - 矢作川漁協100年史』が無事に出版できたのは、いくつもの幸運が重なった結果だろうと思う。

澤田壽・前矢作川漁協組合長は2期6年の在任期間を通して、矢作川の河川環境を回復するために、河川管理者や中部電力、農業団体に対して漁協側の主張を十分に展開し続け、その上で、国交省・愛知県・豊田市・中部電力・農業団体と内水面漁協との協調体制を確立した。いわば「環境漁協」路線を敷いた人だった。そして、2期目の3年間をかけ『環境漁協宣言』の編集と期限内出版を督励し、出版記念パーティーを自ら主宰し、その直後の任期満了で退任された。この人の存在がなければ、お金と時間のかかる100年史出版は決断できなかったかも知れないし、少なくとも出版の時期が先送りされたように思われる。

もう一つの幸運は、5人の執筆者が100周年のこの時期に偶然にも揃ったことであろう。本書の監修者を引き受けてくれた環境社会学者の古川彰氏（関西学院大学教授）は、豊田市矢作川研究所の研究顧問として、矢作川研究に長年たずさわり、漁協活動にも深い理解をもっておられた。また、本書の第2・3・4章（明治・大正・昭和）を書いた芝村龍太君（京都大学大学院文学研究科後期課程在籍）は、古川教授に師事し、矢作川研究を博士論文のテーマにしている人である。この2人と出版社編集部小林桂吾氏が本づくりをリードしてくれた。

本書の5人の執筆者の中に矢作川漁協の現役の理事3人が参加できたのも、時期的には、偶然の幸運だったといえる。梅村錫二氏は矢作川の魚類の古い研究者で、矢作川研究所長であり、漁協の学識経験理事（3役の一員）だった。第5章3節（魚類）と矢作川水系産淡水魚類目録を書き、澤田前組合長と共に漁協役員を任期満了で退任

された。また田中蕃氏は矢作川研究所の創立に参加した古参研究員であり、漁協の員外理事（矢作川研究所派遣）だった。第5章・2節（川の汚濁・疲弊）の執筆を担当し、今期の漁協役員改選で、梅村氏のあとを継いで学識経験理事になり、3役入りした。

当時専務理事の私は、第6章（昭和・平成）を担当した。芝村君が担当した第2・3・4章（明治・大正・昭和）の直接の続きである現代史を書いたのだが、現代史の最先端である「河川環境」をめぐる情勢は、出版期日が迫ってもまだ動いていた。そこを書かなければ、前組合長が唱えてきた「環境漁協」路線の方向を明確に示すことは難しかった。そんな事情もあり私の原稿が遅れると、ほかの執筆者が原稿の訂正や補筆をはじめ、創立100周年記念誌の出版は、創立101年目の年末にずれこんだ。

『環境漁協宣言』の編集、執筆、出版には、資料収集期間も含めて、あしかけ4年間を要した。この間に最も苦労したのは、第2・3・4章を1人で書いた芝村龍太君だった。今の矢作川漁協の直系の元祖である矢作川漁業保護組合は1902年（明治35年）に創立されたのだが、芝村君は、その漁業組織成立以前の矢作川の「自由漁業」時代から説きおこし、最近の「環境時代」直前までの矢作川の漁業史を書かなければならなかった。

芝村君の最初の発見は、内水面漁業には文字で書かれた歴史資料はほとんど残っていない、ということだった。彼は資料探しの旅を続け、偶然にも国の出先機関で、明治期の河川漁業についての官庁の調査報告書類や、大正期以降の漁業団体設立・漁業権免許に関する公文書類などを見つけることができた。

それらのわずかな公文書類や水産業界紙、地元地方紙などをもとに、芝村君は、草創期の矢作川漁業保護組合（1902）から矢作川漁業組合（1926）、矢作川漁業会（1944）を経て現在の矢作川漁業協同組合（1950）に至るまでの、4つの漁業組織の変遷を追った。

その変遷の過程で、矢作川の先住の民であった自由漁業時代の漁民は、後発の農業水利権と発電水利権に追い詰められていった。2つの後発の水利権に対抗する手段

として、先住の漁民側は漁業法上の漁業団体を結成し、漁業権を獲得していくのだが、それによって公正な解決が図られることはなかった。漁業権側はわずかな補償金を受け取り、結局、農業水利権と発電水利権に寄り切られ続けた。それは時代の勢いだったと言えるだろう。

その結果、矢作川漁協の専用漁業権・共同漁業権区域の延長57kmのうち、約半分はダムの湖底に沈むか、水枯れ区間となった。残る漁場もダム群の影響下に入り、生物生息環境（河川環境）は劣悪化した。旧河川法（1895）も前河川法（1963）も治水と利水のための法律であり、河川漁業を守るには極めて不十分な法律だった。河川環境保全と水産資源保護を一体的にとらえる河川管理思想が普及していくには、新河川法（1997）の制定を待たなければならなかった。

『環境漁協宣言 - 矢作川漁協100年史』の序章「河川環境を生物生息環境と見る目」と、第1章「座談会・環境漁協への展望」は、この本のリード部分である。

芝村龍太君執筆の第2・3・4章は、漁業権が農業水利権と発電水利権に寄り切られ続けた時代、つまり矢作川における旧河川法の時代と前河川法の時代を書いたものである。このうち前半の旧河川法時代についての芝村君の資料探しの苦労話はすでに書いた。

後半の前河川法時代とは日本経済の高度成長期とほぼ重なる時期だが、この時期の矢作川の漁業の実態がわかるような資料も、非常に少なかった。芝村君らは、釣り人たちの「記憶」を「記録」に変える方法で、資料の不足を補った。漁協組合員と研究者による座談会方式の「100年史研究会」と、芝村君らによる聴き取り調査が非常に丹念に行なわれた。『環境漁協宣言』の光輝いている部分である。

旧河川法・前河川法の時代を通じて、河川漁業に関する資料は非常に乏しかった。矢作川漁協の事務所が平成5年の火災で焼失したことも、資料不足の一因とされているが、私は焼失した旧事務所にも資料らしきものは無かったのかも知れないと想像している。河川漁協は自分の歴史を記録に残さなかったのかも知れないし、それは研究の対象にもならなかったようである。『環境漁協宣言』は、「日本ではじめて描かれた河川漁協100年史」であるようだ。

梅村鏗二・田中蕃氏執筆の第5章は、旧河川法・前河川法時代に河川漁業が農業水利権と発電水利権に寄り切られた結果を「川と魚の病理」としてとらえ直した内容である。

第6章「環境を語る漁協」で、私が書きたかったのは結論としては唯一つである。「良く利用され、なお美し

い矢作川の創造」は可能だろうか、ということである。

矢作川本川（支流巴川の羽布ダムを除く）には、農業用水43.32トン、工業用水6.69トン、上水道用水4.43トン、合計毎秒54.44トンもの水利権が設定されている。これは最大許可水利権であり、これだけの水量がいつも取水されているわけではないが、利水の実態も苛酷である。明治用水頭首工（河口から34km）地点での2001年（平成13年）の水収支は、年間総流量11.01億トンに対し、年間総利水量は農水2.47億トン、工水1.25億トン、上水0.99億トン、合計4.71億トンだった。河川利用率（年間総利水量÷年間総流量×100）は、ほぼ平年並みの42.8%だった。

矢作川の利水は農業用水中心であり、農水のほとんどが稲作用であることを考えれば、この河川利用率42.8%という数字から、夏場の農業用水最大需要期には、矢作川のほぼ全流量を明治用水頭首工とその上流にある2つのダムで取水しつくす日々であっただろうことが、容易に想像できる。事実、明治用水頭首工の放流ゲートが全閉された日々があったし、そういう統計記録も残されている。

このように矢作川は河川利用率が異常に高い上に、農業用明治用水頭首工（34km地点）と多目的矢作ダム（80km）の間には、越戸（45km）、阿摺（54km）、百月（62km）、笹戸（70km）、矢作第2（74km）の5つの発電ダムが存在し、この川はダム湖の湛水区域とダム～発電所間の減水区域で寸断されているのである。さらに、総貯水量8千万トンの矢作ダムからは、冷濁水が日常的に発電所経由で放出されている。

第6章では、第1に、矢作川は以上のように徹底利用されている河川であり、生物生息環境的な意味では非常にきびしい河川となった歴史的事情を説明した。

第2に、矢作川漁協は、豊田市欧州近自然河川工法調査団の派遣（1991）や豊田市矢作川研究所の設立（1994）に参加したことにより、従来の被害告発型の漁協運動を河川環境改善の提案型運動へ転換できるようになった。それが「環境漁協」への出発点になった経緯を書いた。

第3に、豊田市矢作川研究所の外郭に、矢作川天然アユ調査会、矢作川「川会議」実行委員会（15団体）、矢作川学校などの官民合同団体が次々誕生し、矢作川の環境保全運動が市民レベルで発展してきた模様を描いた。

第4に、矢作川漁協は矢作川上流部において、発電水利権更新に伴う河川維持流量改善運動を、初めて流域町村や住民団体と共に推進し、目的を達した。また下流部では、矢作川河口堰建設計画について、補償金交渉から離脱して建設絶対反対の姿勢を確立し、やはり目的を達することができた。それを私の体験記として書いた。

ここでは、漁協が「河川維持流量」の改善を流域住民の課題でもあるととらえることができたことと、補償金で寄り切られ「河川環境」を失ってきた100年の漁協史に終止符を打つことができたことの2点を、漁協の「体質改善」として評価した。

第5に、矢作川からの農・工・上水の総取水量が明確に減少に転じたことを、統計資料から明らかにした。昭和60年代の年間6億トン前後をピークに減少しはじめ、平成5年以降は年間4～5億トン程度で安定している。農・工水が顕著に減少し、上水の横ばい傾向が明確になってきたのである。農業水利権と河川環境の歴史的妥協が可能であるとする根拠を、ここに求めた。

第6に、中部電力と矢作川漁協の「矢作川環境定期協議」は、1999年6月11日に第1回が開催され、原則年2回で進行し、すでに課題を整理する段階に来ていることを書いた。(この第6章の執筆段階では愛知県との環境定期協議日程は未定だったが、2004年2月28日に第1回が開催された。さらに国交省中部地方整備局豊橋河川事務所・矢作ダム管理所と矢作川水系4漁協との環境定期協議が、2004年3月30日に開催された)

第7に、以上のような経過をふまえて、第6章の結論として、矢作川の少し明るい近未来を展望できる旨を、私は以下の趣旨で書いた。

旧河川法(1895)も前河川法(1964)も治水と利水のための法律であり、明治用水頭首工の建設(1901)から矢作ダム建設(1971)に至るまで河川環境の悪化を放置し、黙認してきた。しかし、新河川法(1997)の制定とそれ以降の情勢展開により、3つの環境定期協議の開催に見られるよう、矢作川においても河川環境が農業水利権、発電水利権と並んで対等に位置づけられることになった。そして、矢作川の現地において、農業・発電・漁業の矢作川経済3団体は「河川利用」で歴史的な妥協をはかり、河川環境を犠牲にして川の水を使いつくしてきた慣行から脱皮していくことだろう

最後に、矢作川経済3団体の、共通の目標として、矢作川源流の森の再生に取り組みたいものと述べ、第6章を書き終えた。新河川法の制定とその後の運動が「良く利用され、なお美しい矢作川の創造」を可能にしていこうであろう、という結論である。

『環境漁協宣言』の出版記念パーティーのことに、話を戻したい。この席のスピーチで、監修者の古川彰教授が一つの提案をした。「環境漁協」を宣言した矢作川漁協のゆくえを確かなものにするために、宣言内容の実現状況を評価する委員会を発足させてはどうか、という趣旨の提案だった。

その後のことであるが、2004年3月20日の矢作川漁協総代会で、新しい役員体制がスタートした。その日のうちに第1回理事会が開催され、理事会運営の基本方針と河川委員長、環境委員長、総務・養殖委員長の職務分担が決まった。

すでに述べたことだが、前期までに澤田壽組合長を中心とする外交交渉によって、河川管理者・豊田市・中部電力と漁協との協調体制で河川環境を改善していく方向が固まった。

今期は、この外交交渉の成果を漁協の内政に定着させ、「アユの釣れる矢作川」の復活のために全力をあげることにした。その一つの手段として、組織内分権を徹底することにした。

専務理事が上流ブロック地区を、環境委員長が中流ブロックを、河川委員長が下流ブロック地区をそれぞれ担当し、3人の担当責任者が強い権限をもって、ブロック内の事業を推進することにした。

ダムに分断された矢作川漁協管内の場合、上流・中流・下流の各ブロックごとに河川環境が大きく異なる。ブロック担当責任者が全権をもってブロック内の河川環境改善計画を立て、それに見合ったアユの放流計画を定める。それを理事会で調整・決定し、組合長の指揮下に事業を推進していく。これが今期の基本方針である。

さて、環境漁協「宣言」の評価委員会は、環境委員長兼中流ブロック担当責任者の田中蕃氏の計画で立ち上げることになった。理事、支部役員、若い組合員、学識経験者等々で構成されることになるだろう。

評価の対象となる項目の概要は『環境漁協宣言』の中で明らかにされている。毎年、ブロックごとに評価し、その結果は支部役員会、ブロック会議、理事会で議論され、次期総代会に報告されることになるだろう。古川教授の提案は、矢作川漁協の組織を活性化させ、矢作川の河川環境改善事業を前進させることになるだろう。

1点付け加えたい。今年の矢作川「川会議」シンポジウム(5月8日)のテーマは「ゴミのない矢作川を創る」ときまった。川のゴミの点で加害者だった釣人が、ゴミを拾う側に立場をかえなければならない。

豊田市矢作川研究所幹事、矢作川漁業協同組合長：  
〒471-0025 愛知県豊田市西町2-19 豊田市職員会館1F